

## ペット栄養管理士認定規則実施細則

ペット栄養管理士認定規則（以下「規則」という）に基づく細則を次のように定める。

### 1. 認定委員会の運営等

(1) 規則第6条の認定委員会は委員長が召集し、議長は委員長があたる。

(2) 専門委員

ア. 認定委員会は、規則第9条定める認定試験及び規則第12条に定める講習会の円滑な実施をはかるため学識経験者等の専門委員を置くことができる。

イ. 専門委員は、委員長の提案に基づき委員会の承認を得て委員長が委嘱する。

### 2. 認定試験

(1) 規則第9条第3項の公告事項は次のとおりとする。

①試験実施日時及び試験実施場所

②試験科目

③受験資格

④受験願書受付の期間及び提出先

⑤受験手数料とその納入方法

⑥その他受験に必要な事項

(2) 認定試験を受験しようとする者は、別記様式1により「ペット栄養管理士認定試験受験願書」を認定委員会に提出しなければならない。

(3) 認定委員会は、前項の受験願書を審査のうえ受験の可否を当該受験者に通知しなければならない。

(4) 認定委員会は、認定試験の合格者に対し試験終了後3週間以内に、別記様式2により「ペット栄養管理士認定試験合格通知書」を交付しなければならない。

### 3. 登録

(1) 認定委員会は、規則第3条に定める「ペット栄養管理士名簿」を備え、次の事項を登録する。

登録番号、登録年月日、本籍地（都道府県名又は国籍）氏名、生年月日、性別

(2) 認定試験の合格者であって、ペット栄養管理士の資格を取得しようとする者は、事前に一般社団法人日本ペット栄養学会会員であることが必要であり、非会員であるときは一般社団法人日本ペット栄養学会事務局に会員登録をした上で、別記様式3により「ペット栄養管理士登録申請書」を認定委員会に提出しなければならない。

(3) ア 認定委員会は、前項の申請書を審査し、(1)の登録を行った者に対して別記様式4により「ペット栄養管理士登録証」を交付する。

イ 認定試験合格後の登録手続きの有効期間は、3年とする。

(4) ア ペット栄養管理士は、ペット栄養管理士名簿の登録事項に変更を生じたときは、別記様式5により「ペット栄養管理士名簿登録事項変更申請書」を、また、登録証を忘失及びき損したときは、別記様式6により「ペット栄養管理士登録証再交付申請書」をその日から30日以内に、それぞれ認定委員会に提出しなければならない。

イ 認定委員会は、前号の変更申請書を受理したときは、名簿の登録事項を訂正し、登録証を書き換えて交付し、また、再交付申請書を受理したときは、登録証を再交付しなければならない。

- (5) 登録の更新は資格取得後3年とし、更新手続きを得なければならない。非会員は更新手続きをすることができない。

#### 4. 講習会

- (1) 規則第12条第1項の講習科目は、科目別講習時間数は次のとおりとする。

講習科目	講習時間数
ペットフード総論	5時間 ( 6講座)
ペット基礎栄養学	7.5時間 ( 9講座)
ペット臨床栄養学 (衛生学含む。)	10時間 (12講座)

- (2) 規則第12条第2項の公告事項は次のとおりとする。

①講習会実施日時及び実施場所

②講習科目

③受講資格

④受講申請書提出の期間及び提出先

⑤受講手数料とその納入方法

⑥その他受講に必要な事項

- (3) 講習会を受講しようとする者は、別記様式7により「ペット栄養管理士養成講習会受講申込書」を認定委員会に提出しなければならない。

- (4) 認定委員会は、受講申込書を審査のうえ、申請者に対し受講の可否を通知しなければならない。

- (5) 認定委員会は、講習会を受講した者に対して、別記様式8により「ペット栄養管理士養成講習会修了証書」を交付しなければならない。

#### 5. 手数料

- (1) 規則第13条に定める経費は次のとおりとする。

認定試験受験に必要な経費・・・認定試験受験手数料

登録に必要な経費・・・・・・・・登録手数料

再交付に必要な経費・・・・・・・・再交付手数料

更新に必要な経費・・・・・・・・更新手数料

講習会受講に必要な経費・・・・・・・・講習会受講手数料

- (2) (1) の各手数料の額は、認定委員会の議を経て決定する。

- (3) 納入した各手数料は、原則として返却しない。

#### 6. 関係書類の保管

規則及び細則に基づき作成された関係書類の保管期間は次のとおりとする。

①栄養管理士名簿・・・・・・・・永久

②認定試験合格者名簿・・・・・・・・10年

③講習会修了証書交付者名簿・・・10年

④その他の書類・・・・・・・・1～3年